

東北公益文科大学の公立化及び機能強化に関する基本合意書

山形県（以下「甲」という。）、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町（以下「乙」という。）並びに学校法人東北公益文科大学（以下「丙」という。）は、丙が設置する東北公益文科大学（以下「大学」という。）の公立化及び機能強化に関し、次のとおり基本合意する。

（目的）

第1条 本合意は、社会や地域を取り巻く環境が変化する中、より魅力的で特色のある大学として、地域に必要とされる人材を育成し、輩出するために行う大学の公立化及び機能強化について、基本的な事項を定めることを目的とする。

（公立化）

第2条 大学の公立化は、大学の設置者を丙から、甲と、乙で組織する庄内広域行政組合の2者（以下「設立団体」という。）が共同で設立する公立大学法人（以下「新法人」という。）に変更することにより行うものとする。

2 新法人の設立及び設置者の変更は、令和8年4月1日を目途として行うものとする。

（機能強化）

第3条 公立化と併せて行うこととする大学の機能強化については、次の視点を踏まえながら検討し、中期目標及び中期計画に所要の内容を盛り込んだ上で、具体的な取組を進める。

- (1) 地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決への貢献
- (2) デジタル化をリードする人材の育成
- (3) 国内外を開拓する人材の育成

（財政負担）

第4条 設立団体が新法人に対して交付する運営費交付金のうち地方財政措置を超過する部分に係る財政負担の割合は、甲と乙の負担を55対45とする。

2 前項の乙の負担に係る市町別の負担の割合は、次表のとおりとする。

鶴岡市	30.1%
酒田市	59.8%
三川町	2.6%
庄内町	4.1%
遊佐町	3.4%

3 前項の負担の割合は、中期目標期間ごとに見直すこととする。

(準備体制)

第5条 甲、乙及び丙は、令和6年10月を目途に、甲、乙及び丙で組織する公立化及び機能強化に関する準備組織を設置するものとする。なお、準備に要する費用は、甲、乙及び丙が協議の上、負担する。

(その他)

第6条 本合意に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この基本合意を証するため、本書7通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年8月8日

甲 山形県知事

乙 鶴岡市長

酒田市長

三川町長

庄内町長

遊佐町長

丙 学校法人東北公益文科大学理事長